

## 糸島市指名停止等措置規程の改正概要

（平成 24 年 6 月 5 日施行）

### 1 . 贈賄及び不正行為等に関する指名停止措置期間を改正します。（別表第 2 関係）

措置要件		現行	改正後
贈賄	市の職員に対する贈賄	2 月以上 12 月以内	18 月以上 24 月以内
	他の公共機関の職員に対する贈賄	1 月以上 9 月以内	6 月以上 18 月以内
独占禁止法違反	市発注工事等に関する違反	2 月以上 9 月以内	18 月以上 24 月以内
	他の公共機関発注工事等に関する違反	2 月以上 9 月以内	6 月以上 18 月以内
競売入札妨害 又は談合	市発注工事等に関する逮捕又は起訴	2 月以上 12 月以内	18 月以上 24 月以内
	他の公共機関発注工事等に関する逮捕又は起訴	2 月以上 12 月以内	6 月以上 18 月以内
建設業法違反	市発注工事等に関する違反	3 月以内	2 月以上 9 月以内
	他の公共機関発注工事等に関する違反	3 月以内	1 月以上 9 月以内
不正又は不誠 実な行為	市発注工事等に関する行為	1 月以上 3 月以内から 9 月以内	1 月以上 9 月以内
	建設業者等の代表役員等の違法行為	1 月以上 3 月以内から 9 月以内	1 月以上 9 月以内

措置要件の項目を改正しており、一部現行と改正後が対応しない個所があります。

### 2 . 暴力団を利用した場合などの指名停止措置の適用範囲の拡大と、期間を改正します。

（別表第 3 関係）

措置要件	現行	改正後
(1) 建設業者の役員等が暴力団員である場合	12 月	36 月
(2) 役員等又は使用人が暴力団を利用した場合	6 月	24 月
(3) 役員等又は使用人が暴力団と密接交際をした場合	6 月	18 月
(4) (2)、(3)の役員等又は使用人が起訴された場合	12 月	36 月

(2)(3)の使用人への適用を拡大しています。

措置期間経過時において指名停止措置要件に該当していた場合、再度の指名停止措置を講じます。